

令和3年度 第1回 栃木県景観審議会  
会 議 録

1. 開催日 令和4（2022）年1月21日（金）

2. 開催場所 栃木県自治会館3階 301会議室

3. 出席委員 11名

結城委員、古賀委員、室委員、阿久津委員、小林  
委員、木内委員、波木委員、相馬委員、西村委員、  
小崎委員、山下委員

午後 2 時 開会

1 開会

2 あいさつ 田城県土整備部長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、木内委員及び波木委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは、議事に入ります。第 1 号議案「屋外広告物に係る規制の一部見直しについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長）第 1 号議案「屋外広告物に係る規制の一部見直しについて」御説明いたします。議案書の 1 ページ、2 ページが議案となります。

議案の説明に入る前に、栃木県景観審議会へ本議案が付議された理由である「栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2」について御説明いたしますので、お手元の参考資料の 1 ページを御覧ください。条例第 30 条の 2 の要旨として、知事が屋外広告物の規制、基準の決定や変更をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。審議会において規制の見直し内容について御説明し、県景観審議会としての御意見をお聴きするものでございます。知事は、本日及び 2 月 16 日に予定している第 2 回景観審議会にていただきました意見を踏まえ、規制改正等の手続を進めていくこととなります。

それでは、議案について順次御説明いたします。議案書の 2 ページを御覧ください。

まず、意見をお聴きする事項ですが、屋外広告物に係る規制の一部を見直すもので、広告物の種類は、壁面広告物、敷地内広告板、L R T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物の 3 つとなります。前のスクリーンの規制図を御覧ください。

(写真表示)

県条例の適用区域は、宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町を除いた区域となりまして、その区域を禁止地域と 5 つの許可地域に分けて規制をしております。濃い緑色の区域が禁止地域、それ以外の区域が許可地域となります。

許可地域のうち、赤い色の区域は最も規制の緩い「市街地形成型地域」、薄い緑色の区域は山地・山麓部で最も規制の厳しい「自然保全型地域」、黄色の区域は田園・郊外部でその中間の規制となる「田園調和型地域」となります。茶色の路線区域は「自然保全型沿線地域」、水色の路線区域は「田園調和型沿線地域」となりまして、主要な道路等の沿線区域となるのですが、それぞれ「自然保全型地域」、「田園調和型地域」よりも少し規制の緩い区域となっております。

今回の見直し対象は、この 5 つの許可地域に適用される「栃木県屋外広告物条例施行規則別表第 1」の基準となります。

なお、禁止地域であっても、公共的目的の広告物や自家用広告物を掲出するなどの特定の場合においては、別表第 1 の基準を適用する場合がございます。

それでは議案書の 2 ページを御覧ください。広告物の種類ごとの見直し内容の詳細については、こ

の後、参考資料により御説明いたします。

今回の見直しの理由でございますが、現行規制における基準は、平成 11 年 10 月に施行した大幅な改正から 20 年以上経過していること、さらに、平成 21 年度に車両広告物を除く広告物の許可等の権限を市町に移譲してから 10 年以上が経過しており、この間の社会経済情勢の変化等への対応及び関係団体等からの要望も踏まえ、許可基準の一部を見直して、本県の条例の特色である地域の特性に応じたきめ細かな規制誘導を的確に実行しようとしていくものです。

参考資料の 2 ページを御覧ください。今回の規制の一部見直しについて御説明いたします。

「1 見直しの趣旨」については、議案書の見直しの理由と同様の内容となります。

「2 基本的な見直しの考え方」についてです。今回の見直し検討に当たっては、次の 3 つの考え方を基本に行いました。

まず 1 点目、「現行規制との整合性への配慮」です。現行の基準は、それぞれ許可地域の特徴等、例えば自然保全型地域であれば自然風景への影響を抑える地域、市街地形成型地域であれば街なかでの読み取りやすさを考慮する地域となりますので、そういったことに応じて、それぞれの種類の広告物の担うべき機能、例えば野立広告板では近距離での情報等の伝達、屋上広告板では中・遠距離での存在表明となりますが、そのようなことを考慮して設定しております。この現行規制の考え方を踏まえつつ、対応が必要な部分については是正いたします。

次に「地域実態への配慮」ですが、まちづくりや広告景観の観点から、都市計画法上の用途地域などの地域の実態に配慮します。

最後に「新たな種類の広告物への対応」ですが、平成 11 年度の改正当時は想定されていなかった種類の広告物への対応としています。

「3 見直しの概要」です。今回見直しを行う項目は、次の 3 つです。詳しい内容については後ほど御説明いたします。

まず「(1) 工業専用地域に適用する壁面広告物の基準の見直し」については、工業専用地域を、市街地形成型地域のうち商工業地域等と定める区域に含める見直しであり、工業専用地域の壁面広告物の高さ并表示面積の規制を緩和するものです。

次に「(2) 敷地内広告板の基準の見直し」については、商業施設の大型化・複合化に伴う広告需要の変化に対応した見直しであり、敷地内広告板の基数の規制を緩和するものです。

最後に「(3) L R T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物の基準の新設」については、L R T 停留場やバス停留所の上屋等への広告物の表示を可能とする規制緩和をするものです。

それでは、まず (1) の「工業専用地域に適用する壁面広告物の基準の見直し」について御説明いたします。参考資料の 3 ページを御覧ください。

まず見直しの「趣旨」ですが、近年では商業施設に限らず大型の工場や倉庫においても、施設の規模等に応じた壁面広告の需要が高まっていることから、工業系の用途地域のうち、壁面広告物の基準が緩和されている市街地形成型地域の商工業地域等の区域に含まれていない工業専用地域について、新たに同地域の基準を適用するものです。

3ページの中段を御覧ください。現行基準と見直し後の基準（案）を記載しています。市街地形成型地域は、都市計画法における市街化区域や用途区域、いわゆる街なかに当たりますが、この区域における壁面広告物の基準は、商工業地域等とそれ以外の区域の2つに区分されています。この現行基準は、平成18年に大規模商業施設の立地に対応するため、延べ床面積3,000㎡以上の商業施設の立地が可能な区域を対象に、商工業地域等として緩和しました。この際に、工業専用地域については、都市計画法上、物販等の店舗の建築が制限されていることから、商工業地域等に含まれなかったという経緯がございます。今回の見直しは、工業専用地域を商工業地域等を含めることにより、この地域の基準を緩和するものです。

スクリーンの画面1ページを御覧ください。

(写真表示)

まず都市計画における用途地域等について御説明いたします。都市計画においては、無秩序な市街地拡大の防止や計画的な市街化の観点から、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることができるとされており、これを区域区分、一般的に線引きと呼んでおります。また、地域区域は、都市における合理的な土地利用の実現などを図るため、都市計画区域内の土地をその目的によって区分し、建築物の用途・構造などについて制限するもので、図のように、第1種住居地域など住居系の用途地域や、工業地域・準工業地域・工業専用地域などの工業系の用途地域などがあります。

次の画面2ページを御覧ください。工業系用途地域のうち、工業専用地域と工業地域・準工業地域の比較です。工業専用地域は、市街地形成型地域のその他の区域ですが、壁面広告物の高さは3階窓下以下かつ9m以下、表示面積は有効壁面、これは建物壁面のうち敷地に接する道路に面している壁面をいいますが、この有効壁面1面当たり20㎡以内となっております。これに対し、工業地域・準工業地域は商工業地域等に含まれていますが、高さの制限はなく、表示面積は有効壁面の面積の10分の1以内と緩和されています。

ちなみに、いずれの場合もワンポイントの基準がありますが、これは、壁面広告物の基準にかかわらず、3㎡以内の最小限のものであれば高さ制限なしに表示できるとしているものです。

次の画面を御覧ください。それぞれの地域の具体的な表示例です。工業専用地域の工場と工業地域の工場の比較です。左側の工業専用地域の工場は、右側の工業地域の工場よりかなり大規模な建物ですが、ワンポイントの基準内の表示のみであるのに対し、右側の工場は基準が緩和されているため大きな表示となっております。

次の画面を御覧ください。現在、工業専用地域において基準を超える申請があった場合には、不許可とするか、屋上広告塔などの設置を指導することとなります。このように、同じ工業系の用途区域において較差があり、さらに工場への広告需要が高まっていることから、対応に苦慮しているところであり、是正が求められております。

参考資料の3ページにお戻りください。「趣旨等」の下段の「見直しの効果等」ですが、見直しによって工業系の用途地域間の格差が解消され、工業専用地域において今までより大きいロゴ等の掲出が可能となります。また、工業専用地域は主に産業団地が当たりますが、工場の壁面上部に広告物が

表示されたとしても、背景を阻害する屋上広告塔などと比較しても景観への影響は軽微と考えられます。

なお、ほとんどの関東都県では高さ 50m程度までの表示を認めており、本県の見直し案が特に緩い基準とはいえないと考えております。

次に「(2) 敷地内広告板の基準の見直し」です。参考資料の4ページを御覧ください。

まず見直しの「趣旨等」ですが、近年、商業施設の大型化・複合化等に伴い、車両出入口が多い施設が増えております。そのため、交通の安全性確保の面から、駐車場等へ誘導する出入口の案内看板の必要性が高まっていることから、許可地域の区域区分にかかわらず、基本の敷地につき1基に、車両出入口につき1基を加えた基数の敷地内広告板について設置を認めるものです。

4ページの中段を御覧ください。現行基準と見直し後の基準(案)を記載しております。敷地内広告板は、商業施設等の敷地内に設置されている板状の広告板をいいますが、現行基準は屋上広告物などと同様に背景を遮るとともに、道路沿線の景観を損ねるために、必要最低限の基数に設定されております。例えば、市街地形成型地域においては、敷地につき2基または前面道路につき1基となっております。今回の見直しは、現行の基準を残したまま、車両出入口の数に応じた基数基準を新たに設ける緩和を行うものです。

なお、車両出入口の定義は、道路法に基づき、道路管理者の承認を受けて工事を行ったものを想定しています。

スクリーン画面を御覧ください。

(写真表示)

宇都宮市における大規模商業施設の敷地内広告板の状況です。敷地内広告板は、車両出入口の標識だけでなく、店舗名を表示する広告板も基数に含まれています。なお、宇都宮市においては県と異なり敷地内広告板の基数を制限しておりません。

次の画面を御覧ください。現行基準と見直し後の基準の基数上限を表しています。市街地形成型地域における図のような敷地の場合、現行は2基が上限となりますが、見直し後は5基が上限となります。

参考資料の4ページにお戻りください。「趣旨等」の下段の「見直しの効果等」ですが、見直しによって自動車等の誘導のため車両出入口に設置する看板について、十分な基数を設置できるようになり、視認性の向上、交通の安全性が確保しやすくなります。一方で、敷地内広告板の基数が増えることにより景観への影響が懸念されますが、ほとんどの関東都県では基数を制限しておらず、特に景観上の問題等も聞いておりません。また、見直し後の基準でも他の関東都県よりも厳しい基準となることから、景観への影響は軽微と考えております。

次に「(3) L R T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物の基準の新設」です。参考資料の5ページを御覧ください。

まず見直しの趣旨ですが、L R T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物については、現行では基準がなく表示等することができないため、基準を新設することにより表示灯を可能にするものです。

当該広告物の表示に当たっては道路占用の許可が必要になり、設置場所、表示面積等の審査が行われることから、屋外広告物規制における基準では、道路占用許可の基準への適合を要件とします。また、L R T 停留場及びバス停留所は準公共的なものであることから、表示方法の基準を設定するほか、許可をする際には、車両広告物と同様、各交通事業者等に自主審査を求めます。

参考資料 5 ページの中段を御覧ください。現行基準と見直し後の基準（案）を記載しております。新設する基準には、規格及び設置場所で道路占用許可基準への適合を規定し、表示方法では交通の安全の妨げにならない構造等を規定します。

スクリーン画面を御覧ください。

(写真表示)

L R T 停留場のイメージと宇都宮市内のバス停留所の例です。宇都宮市においては、現行条例においていずれも設置可能となっている状況です。

次の画面を御覧ください。L R T の路線図ですが、芳賀町の区域は県条例の区域になっており、対応が必要となってまいります。L R T 停留場上屋等への広告表示については、平成 11 年当時には想定していないものであり、対応が求められております。

参考資料の 5 ページにお戻りください。「趣旨等」の下段の「見直しの効果等」ですが、まず、当該広告物の表示等による得られる広告料収入は、公共交通事業者が上屋やベンチの維持等の経費に充てることになるため、L R T 及びバス利用者の利便性の向上が期待でき、一定の公共性が認められると考えています。また、施設の公共性を勘案し、当該広告物の許可に当たっては自主審査を求めることにより、景観との調和、青少年保護などに配慮した広告内容に誘導することによって、景観への影響を軽減できると考えています。

以上、第 1 号議案の見直し項目 3 点について内容を御説明しました。

なお、見直し案の表記方法については、現在、法規担当部署と調整しているところでございますので御承知おきください。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がございました。委員の皆様から御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思っております。また、オンラインで御参加いただいている委員の方は、御質問、御意見がございましたら、挙手をしていただくか挙手機能にてお知らせください。また、今回の見直しには 3 つの点がありましたので、質問の際には、壁面広告物に関するものか、敷地内広告板に関するものか、L R T やバス停留所に関するものかをはっきりさせてから御質問いただくと、事務局も説明しやすいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは御質問、御意見をよろしく願いいたします。

○委員 L R T に関しては新たにということですが、例えば、既に路面電車や L R T を活用されている富山市や広島市と、今回との比較を教えていただければありがたいと思っております。

○会長 事務局、よろしく申し上げます。他の地域との比較ということです。

○事務局（都市計画課課長補佐(総括)） 確認したところ、広島市では同様の形式でやっているようで

す。

○委員 他にはありますか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） それ以外は、まだ確認しておりません。

○委員 先日、富山に行ったのですが、富山市のLRTは、広告収入も含め景観に配慮しながら導入したケースだったと思います。軌道を敷いてというのは全国初のことでもあり、全国から注目されると思います。全国の先進事例や、LRTを導入しているヨーロッパなどの情報があるとよいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかの委員の方から御意見、御質問はございますか。

○委員 同じくLRTの件です。今回はLRTの停留場及びバス停留所の上屋等の広告についての話でしたが、JR東日本などではトレインジャックという形で本体そのものに広告する場合があります。今後、そういった広告はどのような取扱いになるのでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） いわゆるラッピングというものですか。

○委員 そうです。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） ラッピングにつきましては、現状、宇都宮市においても条例上できないという状況でして、現時点ではまだ予定されていないと聞いております。今後やるかどうかはわかりませんが、やるということになれば、その辺の検討をする必要があるかと思えます。

○事務局（都市計画課長） LRTの車両広告については、当然のことながら経営といった部分にも影響してくるかと思えます。今回、芳賀町も一連の区間として車両が走るものですから、宇都宮市が仮にラッピングを可能とするような改正を行うのであれば、県としてもそれに合わせた対応をするということと考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかの委員の方で御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

○委員 3点お伺いします。1点目は、参考資料4ページの敷地内広告板の基準で「見直しの効果等」についてです。○の2つ目に「ほとんどの関東都県では基数を制限しておらず、特に景観上の問題も聞いていない。また、見直し後の基準でも他の関東都県より厳しい基準となる」ということですが、ほかに問題がなければ基数を制限しなくてもいいという考え方もあるかと思えます。今回、なぜ敢えて厳しい基準で見直そうとされているのか。これが第1点です。

第2点は、次のページのLRT関連です。「趣旨等」の6行目、「準公共的」なので「表示方法の基準を設定する」。これは許可を与える方が設定すると思えます。「許可をする際には、車両広告物と同様、各交通事業者等に自主審査を求める」。車両広告物等においては自主審査を求めているけれども、今回のLRT停留場及びバス停留所上屋等広告物についてもやるということです。自主審査基準というのは、設定される表示方法の基準に基づいてつくられているのか、別途つくられるとすれば、どういう観点から各交通事業者等に審査していただくチェック項目になっているのか、お聴かせいただきたいと思えます。



第3点は、その「見直しの効果等」ですが、「広告料収入は、上屋やベンチの維持等の経費に充てることになるため」、「利便性の向上が期待できる」という記述になっています。少し引っかけたのは、「上屋やベンチの維持等の経費に充てることになる」というのは、何らかの縛りがあるのでしょうか。以上3点、お伺いしたいと思います。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 第1点目の敷地内広告板のところでございます。基数に上限を設けることについて、他県は設けていないところが多いにもかかわらず、そのようにしない理由ですが、この件につきましてはそういう御意見もあろうかと思えます。実際に屋外広告物につきましては許可権限は市町村になりまして、市町村といろいろ相談しながら検討してまいりました。そのなかで基準に上限を設けないという意見もあったのですが、これまで制限されていたものを緩めるにあたり、景観行政を担っている市町村には、いきなり上限撤廃まではなかなか賛同を得られにくかったところもございます。この点につきましては、今回は上限を緩和した形で一定期間やらせていただいた上で、影響を見ながら検討していきたいと考えているところでございます。

次に2点目、自主審査の内容でございます。車両広告物のガイドラインにつきましては、ラッピングバスといったものを行うに際して、車両広告物ガイドラインを県で作成しました。その中では、1点目に「景観との調和」、「交通の安全性」、内容的に「青少年保護」といった青少年に悪影響を与えないようなもの、あとは「人権の尊重」、「消費者の保護」としてサラ金といったものは避ける形にしてくださいというガイドラインを設けて、それを各交通事業者に委員会を設置していただいた上でそちらで判断していただくことにしております。

なぜガイドラインという形をとっているかというところですが、広告の内容につきましては、これは国の方でも見解を出しており、憲法上の問題もあるのでいわゆる検閲に当たらない形にすべきだということで、内容に関しては許可基準には入れないことになっており、あくまで自主的な審査ということになっています。

3番目、「上屋やベンチの維持等の経費に充てることになる」につきましては、上屋やベンチは道路施設内に設置するものになりますので、道路法上の占用許可を取る必要があります。当然、工事についても承認を得た上で工事をします。バス停を設置する場合の基準として、ベンチの維持等の経費に広告の収益を充てるのが条件になっています。

○事務局（県土整備部長） 1点だけ補足させていただきます。1点目は、他県と比べて厳しいのではないかという趣旨の御意見だったと思えます。なぜ栃木県は他県と比較すると厳しめの景観行政なのかということですが、栃木県の景観行政そもそもの基本理念の部分に当たるのですが、栃木県はもとも歴史的・伝統的に、県内の自然景観や歴史的景観・文化的景観を保全するところから景観行政を行うという基本理念を持っています。そういった中で、他県と比べて厳しめの基準を設けている形になっています。

時代の流れの中でこれまで何度か緩和を重ねてまいりましたが、委員御指摘のとおり、他県との比較や今後の社会経済状況の変化、国民・県民の皆様方の意識の変化といったものを常に我々も捉えながら、これでもう見直さないということではなく、そういった理解形成の中で理念の部分も変化して

いくものと考えております。その辺については、今回はこういった緩和で行いたいという提案でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。そう言われると、そのとおりだなと思います。

ちなみに、部長が説明された歴史的な景観や自然の景観については、本県は観光県ですので広告が非常にたくさんあっては景観を損ねるためわかるのですが、例えば関東都県の同じような観光県と比べると、同じぐらいだという認識でよろしいですか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 参考資料の3ページ、壁面広告物の「近県の状況」をご覧ください。これは一例ではございますが、関東近県の状況を見ると、神奈川県が比較的厳しい基準になっています。また、鎌倉などはさらに厳しいものになっています。それぞれの県の考え方がございますが、そういう観点で規制している県も中にはございます。

○委員 ありがとうございます。よくわかりました。

LRTで少し引っかかっている部分があるのですが、道路法上で経費をそこに充てなさいという縛りがあるという理解でよろしいでしょうか。ほかには使えないということですね。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） そうです。道路占用許可の基準の中で、条件としてそういう経費に充てることというのが条件となっています。

○委員 景観や青少年に悪影響を与えない、人権尊重、消費者保護といった観点でガイドラインがつけられているということですが、それぞれの項目について審査のチェックリストみたいなものができているというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） はい。

○委員 具体的に自主審査が各交通事業者で行える、適正な審査ができるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 常用資料にあります「栃木県車両広告物自主審査実施要綱」3ページ目に「栃木県車両広告物ガイドライン」がございまして、景観との調和、識別性、交通安全性、青少年保護、人権の尊重、消費者保護という観点からガイドラインを作成しております。各交通事業者にもこの観点から自主審査をしてくださいというお願いの形にはなりますが、実施しております。

○委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。オンラインの方も含め、ほかの委員の方から御意見、御質問はございますか。

○委員 先ほどの部長のお話を伺って、私も今までの背景が非常によくわかったところです。

私も実は3ページの「近県の状況」を拝見して、随分栃木県は厳しいなという印象を持っていたのですが、自然や歴史・文化的景観の保全という大きな理念のもと、その流れを引き継いでいるということで、なるほどと納得いたしました。

そんな中で1つ感じたのは、自然や歴史・文化的景観の保全の対象となるエリアと、そうでない例えば商工業地域といった経済活動をより活発にしていきたい地域とで、温度差を持つというお考えが

あったのかどうかということです。具体的に言うと、今回は(1)の工業専用地域に関しての緩和ということだったと思いますが、商工業地域の条件緩和について、近県の条件に近いようなどころまで緩和するというような御検討があったのかどうか、そのあたりのお考えなどをお聞きしてみたいと感じました。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 今回に関しましては、平成18年に1度、商工業地域については緩和しているという認識でございますので、現時点では、さらに緩和というところまでは検討しておりません。

○委員 そうしますと、今後もしばらくはこの条件でいくという理解でよろしいのですね。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 現時点では検討はしておりませんが、今後引き続きこの辺の規制の影響を見ていながら、内部で検討していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかの委員の方、よろしくお願いします。

○委員 LRTの停留場等に関して、2点あります。

LRT停留場やバス停留所の上屋の広告物ということで、これは屋根の部分想定されていると思います。屋根の部分ですと、正直なところ上から見ないとわからないところだと思うので、実際問題、需要があるのかなと思うところです。広告収入のために業者さんとしては需要があるという認識なのかもしれないのですが、実際に本当に需要があるのかということをお聞きしたかったのが1つです。

2つ目として、例えば宇都宮駅西口にバス停留所が何個かあり、上から見て1番、何番というように上屋に表示されていた記憶があります。仮に上屋に広告を載せるとなった場合に、先ほど自主審査のガイドラインを見せていただいたのですが、これは表現内容に関するガイドラインだと思います。準公共機関ということで、利用の阻害にならない表示方法という観点からガイドラインの作成はされないのか、その点をお聞きしたいというのが2つ目です。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 「上屋」の定義ですが、スライドをご覧くださいますと、いわゆる屋根ではなくて、例えば左側のLRTのイメージですと、黄色くなっているところに掲示するものを想定しています。現時点で屋根につけるという想定はしておりません。

なので、2点目に宇都宮駅西口のバス停の話がございましたが、そちらに関連してスライドをご覧くださいますと、これは宇都宮の大通りですが、手前にこういう形で出ています。こんな形の掲示は想定されますが、屋根はないのかなと思います。

○事務局（県土整備部長） 「上屋」の定義について、これは建築基準法の言葉なのですが、あの構造物そのものを「上屋」と言っています。柱があって屋根がかかっている構造体全体を「上屋」と呼んでいて、屋根を指すものではないと御理解いただければと思います。

○委員 そうすると、屋根は今想定されていないということになるのですが、この基準を設けることによって実際に屋根に広告を載せることはできなくはない、ということになるのですか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） これは道路占用許可が必要な施設になってきますので、道路占用許可を取る基準の中である程度広告の出し方が決まっています。その中で、屋根に掲示するとい

うのは想定しておりません。

○事務局（県土整備部長） 今、左側に平らな屋根があって、あの上のところに何か絵を描くとか広告を書くということ自体は、需要があるかどうかは別にしても、それは広告物として構わないのですが、屋根の上に何かを乗せるという行為につきましては、道路法上の規制が別途かかってきますので、実態そういう広告は出せないことになっています。屋根の上に何か新たな構造物を乗せて広告を出すことはできませんという説明です。

○委員 そうすると、屋根の上に乗せるのではなく、屋根にペイントするなど、屋根に表示する広告はできなくはないのですか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 可能性はあるかもしれません。

○委員 しかし、実際問題、需要がないので、そこまで想定しなくても大丈夫だろうということですか。

○事務局（都市計画課課長） いわゆる上屋の上面に何かペイントして広告を出すということについては、当然そこより高い位置で見ないと効果はあらわれません。ただ構造体として新たなものを乗せるとかという話ではなく、屋根を塗装しているのと同じ状況なので、それは可能かと思います。ただ、需要があるかどうかはまた別の問題だと思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。ほかの委員の方からございますか。まだ質問されていない委員の方がいましたら、よろしくお願いいたします。

○委員 今回の3つの改正点につきましては、今まで改正されなかったものが実情に合わせて改正されるということですので、私たち行政の立場からすると特に問題ないと思っております。

また、3番目につきましては、限定した地域になりますが、これについても新しい事業の取り組みとして必要性があると思っておりますので、今回の3点につきましては特に問題ない改正だと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。オンラインで参加されている委員の方からございませんか。

○委員 2点あります。1つは、今回は掲示の場所、数、位置の改正なわけです。内容等については議論がありましたが、実際に掲示される広告の質、方法など、例えば色の話とか照明を使う話とか、動的な動きがある広告に対する規制やルールはどういう形になっているのか。別に定めていて、今回それはいじらないのか、どのように適用されているのか。もしくは、全くないのであれば、これはどうなっていくのかということをお説明いただきたいというのが1点です。

もう1つは、先ほどの上屋の話ですが、「想定していないので問題ないだろう」という答えはあまりよろしくないと思っていて、指摘があった以上、そういうものが出てきたときにどう対応するかはやはり検討しておくべきだと。考えられることは全て想定した上で、その上で出てきたものは想定外ですが、それなりに想定されているようなものに関しては答えを持っておく必要があると思っております。お願いします。

○会長 ありがとうございます。事務局から御説明があればよろしくお願いいたします。

- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 1点目の動的な広告や照明付きの広告の部分ですが、これは、全ての広告についてということによろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 壁面広告物と敷地内広告板につきましては、基本的にはそういうものを排除してはございません。
- L R Tとかバス停留所につきましては、道路施設内に設置する広告となりますので、動的なものや点滅するようなものは、交通の妨げになり得るということで、除外することになるかと思えます。
- 委員 今の説明は、上屋に関しては自主規制の中で何とかなるだろうという話ですか、それとも、自主規制の上に一応何かルールがあるということですか。
- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 上屋の屋根につきましては、道路占用許可の中で、広告の設置位置や設置方法などが定められており、屋根にも表示できることになっていますので、現時点で屋外広告物の道路占用で可能なものを除外するところまでは考えておりません。あとは需要があるかどうかということになってくるかと思えます。
- 委員 今の説明は、2つ目の質問への答えでよろしいですか。
- 事務局（都市計画課長） はい。
- 委員 私が伺いたいのは、最初の質問に対する追加の質問だったのですが、1つ目の壁面広告物と2つ目の敷地内広告板に関しては、色とか照明とか動的な広告に関して、特に基準がないということによろしいですか。
- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 壁面広告物につきましては、自然保全型地域や自然保全型沿線地域については、白色系の照明や点滅は不可という基準がございます。それ以外の田園調和型地域や市街地形成型地域につきましては、特段照明に関する排除規定はございません。
- 委員 そうなんですね。ということは、けばけばしくキラキラと光る中国などでよくあるような広告というのは、場所を選べばできてしまうという認識でよろしいですか。
- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 現状の基準ですと、そういうことになります。
- 委員 なるほど。個人的には、何かそういうところの基準みたいなものもあっていいのかなと思えます。今後そういうものが出てきたときに慌てる、市民から御意見が出て、議会で御意見が出て慌てるということがないように、何か検討していた方がいいかなと思うところではあります。
- 会長 事務局よろしいですか。
- 事務局（都市計画課課長補佐（総括）） はい。
- 会長 まだ質問されていない委員の方で、ございますか。
- 委員 今の話にちょっと似ているのですが、私も、近未来的には広告関係の概念が変わってくると思うのです。そういう意味では、例えば、今はイベントにしか使われていないプロジェクトンマッピングみたいなものとかは、中国では日常的に広告で使われていますし、ある意味では、5 Gとか6 Gというような新たな形の広告スタイルも今後は出てくるのではないかと感じています。これにどういうふうに対応していくのか。

それと同時に、先ほど自然景観に配慮して厳しい規制ということだったのですが、市街区域と自然景観を守る地域では広告の意識が大きく違うと思いますし、また、SNS上でも発信と受け取る側の感覚が変わってきたりして、今後は広告に対してのイメージ感が変わってくるような気がします。

ですので、現在議論されているのは目の前の話ですが、5年、10年先の広告関係をどのように考えていくかというのを、もう1度しっかりと考えていくべきではないかと思った次第です。以上です。

○事務局（県土整備部長） 貴重な御意見をありがとうございます。まさに今、御指摘があったように、技術の進歩は日進月歩でございまして、様々なスタイルの広告のやり方や技術が出てくるだろうと想定はしております。

ただし、そういった想定の中で、これは規制の話ですので、想定した中で先に規制をかけることの是非、それがいいか悪いかというよりも、先に規制をかけてしまうことが、将来的にどうなのかがわからない段階での規制は、行政的にはなかなか難しいものがございます。

先ほど私がお話ししましたように、世の中の動きや社会経済状況の変化といったものは私どもも注視してまいります。後追いだという御批判はあろうかと思いますが、適切な運用を今後も図っていきたいと考えておりますが、今現在で将来のスタイルを想定して先に規制をかけるというスタイルはなかなか取りづらいと御理解いただきたいと思っております。

○委員 規制するというのではなく、今後どのような状況が起こるかをやはり想定すべきだろうと思っています。規制をかけてほしいということではないです。反対に、私ども商業関係の者からするとそういう規制はない方が助かるのですが、将来的にはそういう状況が出てくるのではなかろうかという事で、十分に皆さんで議論していただければと思っています。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 敷地内広告板についてお伺いします。見直し後は、車両出入口に1つずつつけられるという緩和になるわけですが、そういうところに設置できる広告板の大きさや設置方法に関しては規制があるのですか。

なぜ疑問に思ったかというのと、車が入り出すということで、歩道やその先の車道の見通しが悪くなるようなつけ方、つまりすごく大きいものとか光るようなものをつけることによって見通しが悪くなってそのまま事故につながるのか、何らかの規制がないと危険性が増すのではないかと。ここでは数の話だけですが、大きさやつけ方とかに関して指導の基準みたいなものがあった方がいいのではないかと。思ったのですが、どのような状況でしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 敷地内広告板につきましては、基準がそれぞれの地域ごとでございます。常用資料の中ほどに「屋外広告物の手引き」がございまして、その9ページの上に敷地内広告板の基準がございまして、自然保全型というのは、いわゆる自然が豊かな地域ですが、こちらにつきましては、高さ3m以下、面積が3㎡以内という基準でございまして、後退距離も道路から1m以上となっております。今回は基数の上限を緩和することになりますので、基数以外の基準は変わりません。このような形で地域ごとに面積基準や高さ基準が決まってまいります。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。他の方はいかがでしょうか、御意見ございますか。

○委員 特にございません。

○会長 委員の方々から大体意見をお聞きしましたが、まだ何か御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

本日の審議会におきましては、委員の皆様からいろいろな御指摘、御意見があったと思います。他の地域との比較や文言の書き方の説明性ということもありましたが、見直しそのものに対する特段の反対意見はなかったように私は感じております。

ただ、もう1回審議があると聞いております。事務局によりますと、審議会終了後も、委員の方からいろいろなお気づきの点や御意見がありましたら、遠慮なくお伝えいただければということでございます。この意見については何日までという期限が設けられる予定で、事務局からこの後御説明があると思います。

また、審議会終了後に特段の反対意見や調査が必要な意見が出なかった場合は、今回の意見を踏まえた上で、次回の審議会は書面開催を視野に入りたいと考えております。この件に関して皆様から何か御意見はございますか。

では、特段、皆様から御意見がなければ、今後、状況によっては書面による開催も視野に入れて検討されるということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

委員の皆さん、今日は本当にありがとうございました。一応、議案審議はここまでとさせていただきます、事務局の方をお願いしたいと思います。

午後3時17分 閉会